



教育委員会
お知らせ

お問い合わせは、下記まで。
学校教育班(☎63・2038)
生涯学習班(☎63・3812)

就学援助資金の
お申し込みについて

経済的な理由で就学が困難な家庭へ、小・中学校での学習に必要な費用の負担の軽減を図るため、その一部を援助します。

対象者は、町立小・中学校に就学する児童・生徒の保護者で教育委員会が定める基準(ひとり親家庭医療費受給者・児童扶養手当受給者・生活保護基準に準ずる程度)に該当する方となっております。学用品費、修学旅行費、学校給食費等の就学援助資金が支給されます。

詳しくは、教育課学校教育班(☎63・2038)まで。



上下水道課
お知らせ

お問い合わせは、
(☎63・3805)まで。

下水道への接続は
お済みでしょうか？

下水道の整備ができて、みなさまに使っていただかなければ効果がありません。下水道事業に加入済みで、まだ接続工事をされていないみなさまは早めに工事をされますよう、よろしくお願ひします。

なお、接続工事は『日高町排水設備指定工事店』しか施工できません。指定業者の中から工事業者をご自分で選び、ご相談ください。借家やテナントの場合は、貸し主との協議も必要となります。指定工事店は役場ホームページで紹介しています。



母の日参りをご存じですか？

「母の日」は、誰もが知っているイベントですが、「母の日参り」は、「母の日」の原点に帰り、今の私達へと繋がるすべての母に感謝し、家族揃ってお墓参りをする事で、家族の絆を深めようという行事です。

「母の日参り」が新たな日本の文化となり、お彼岸やお盆のようにお墓や仏壇が美しい花で飾られ、家族を思いやり、故人を忍ぶ心を受け継いで行きたいとの思いから提唱されました。

ゴールデンウィークから母の日までの間、家族揃って「母の日参り」に出かけてみませんか。



【お問い合わせ】

母の日参りプロジェクト会議事務局(紀州農業協同組合営農指導課内)

☎0739・72・3956



お問い合わせは、
(☎63・3800)まで。

人権相談・行政相談。 心配ごと相談合同相談所 開設のお知らせ

5月18日(月)、人権相談・行政相談・心配ごと相談の合同相談所を、日高町保健福祉総合センター12階会議室で午後1時から4時まで開設します。

相談は無料で、秘密は固く守られますので、お気軽にご利用ください。

相談員は、社会福祉協議会会長・副会長、民生児童委員、人権擁護委員、行政相談委員の方々です。

詳しくは、日高町社会福祉協議会(☎63・2751)まで。



本人通知制度について

本人通知制度とは、日高町に住民登録や本籍のある方などが事前に登録することにより、住民票の写しや戸籍謄抄本などの証明書を、本人などの代理人や第三者に交付した場合に、その交付の事実を通知する制度です。

●制度を利用するには

本町に住民登録や本籍がある方、もしくは過去にあった方が、住民福祉課へ「日高町本人通知制度事前登録申請書」を提出することで利用できます。

●申請に必要な物

本人であると確認できる書類と印鑑が必要です。

※代理人が申請する場合は、代理人であることを証明する書類

●本人通知の対象となる証明書

住民票や戸籍に関する証明書
※一部、制度の対象外となる場合もあります。

●通知内容

交付年月日、証明書の名称、交付請求者の種別等

●開示請求について

第三者への住民票の写し等を交付した内容について、日高町個人情報保護条例の範囲内で、本人が開示請求することができません。

野焼きは法律で 禁止されています

「近所でごみを燃やして、煙で困っている」、「ごみの焼却で灰や燃えかすが、田んぼに入って困る」などの苦情が多く寄せられています。

ドラム缶・ブ

ロック囲い・素ぼりの穴を利用したものや、法で定められた構造基準を満たしていない焼却炉などによる焼却は、法律で禁止されています。

家庭ごみは焼却せずに、決められた収集日に分別して出してください。

農林漁業を営むためのやむを得ない焼却などは、法律で例外的に認められています。焼却量や時間帯、風向きなどを考慮しましょう。

100歳おめでとございます!



中筋カツノさん

大正9年3月18日生

3月18日(水)に、松本町長がお祝いに訪問しました。いつまでもお元気で!

